

日付：令和3年2月2日

○群馬県警察の車両管理及び安全運転の確保に関する訓令

昭和52年3月8日本部訓令甲第1号

改正

昭和53年12月26日本部訓令甲第10号
昭和57年5月6日本部訓令甲第9号
昭和59年3月8日本部訓令甲第3号
昭和60年3月22日本部訓令甲第2号
昭和60年8月1日本部訓令甲第6号
昭和62年3月31日本部訓令甲第4号
昭和63年3月31日本部訓令甲第4号
平成元年3月16日本部訓令甲第2号
平成4年6月24日本部訓令甲第9号
平成4年7月31日本部訓令甲第13号
平成6年3月14日本部訓令甲第7号
平成7年3月3日本部訓令甲第2号
平成8年3月15日本部訓令甲第3号
平成9年3月14日本部訓令甲第4号
平成10年3月24日本部訓令甲第5号
平成13年12月17日本部訓令甲第12号
平成14年3月15日本部訓令甲第4号
平成14年3月29日本部訓令甲第9号
平成15年3月7日本部訓令甲第3号
平成16年3月9日本部訓令甲第6号
平成18年5月10日本部訓令甲第10号
平成19年3月7日本部訓令甲第2号
平成19年4月11日本部訓令甲第4号
平成20年3月6日本部訓令甲第3号
平成20年11月27日本部訓令甲第10号
平成22年12月21日本部訓令甲第10号
平成23年2月28日本部訓令甲第2号
平成23年8月17日本部訓令甲第14号
平成25年3月11日本部訓令甲第4号
平成25年3月15日本部訓令甲第6号
平成26年3月25日本部訓令甲第10号
平成27年3月3日本部訓令甲第5号
平成29年3月8日本部訓令甲第3号
平成29年7月5日本部訓令甲第7号
平成29年8月1日本部訓令甲第9号
平成30年3月7日本部訓令甲第3号
平成30年4月1日本部訓令甲第4号
平成31年2月26日本部訓令甲第1号
令和2年8月18日本部訓令甲第8号

群馬県警察の車両管理及び安全運転の確保に関する訓令を次のように定める。

群馬県警察の車両管理及び安全運転の確保に関する訓令

目次

第1章 総則（第1条—第11条）

第2章 警察車両の管理

第1節 点検及び整備（第12条—第14条）

第2節 保管（第15条—第17条）

第3章 警察自動車運転適任者検定及び教養訓練

第1節 警察自動車運転適任者検定（第18条—第27条）

第2節 教養訓練（第28条—第30条）

第4章 車両の使用及び運転

第1節 車両の使用（第31条—第35条）

第2節 車両の運転（第36条—第38条）

第5章 補則

第1節 警察車両運転中の交通事故に対する措置（第39条—第45条）

第2節 私用車両の運転に関する措置（第46条—第49条）

附則

第1章 総則

（通則）

第1条 この訓令は、群馬県警察における車両の適正な管理運用及び警察職員（警察官、一般職員及び非常勤嘱託員をいう。以下「職員」という。）の車両の安全運転の確保について必要な事項を定めるものとする。

2 群馬県警察の車両の管理運用及び職員の車両の安全運転の確保については、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「道交法」という。）、道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「車両法」という。）その他の関係法令及び別に定めのあるもののほか、この訓令の定めるところによる。

（用語の意義）

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 警察車両 群馬県警察が保有管理するもので、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）に定める自動車及び原動機付自転車をいう。
- (2) 警察自動車 群馬県警察が保有管理する自動車をいう。
- (3) 私用車両 警察車両以外の車両をいう。
- (4) 交通事故 職員を当事者とする車両の運転によって生じた人の死傷又は物の損壊をいう。

（警察一体の安全運転推進）

第3条 全職員は、自己の職責を自覚し、道路交通関係法令及びこの訓令を遵守して、群馬県警察本部長（以下「本部長」という。）の指揮の下に互いに協力し、一体となつて職員による交通事故の絶無を期し、安全運転を推進しなければならない。

（会計統括官の責務）

第4条 警察車両の適正な管理運用及び職員の交通事故防止その他安全運転の確保に関する対策については、警務部会計統括官（以下「会計統括官」という。）が総括的に推進するものとする。

2 会計統括官は、前項の対策を推進するため必要があるときは、関係所属長又はその他の関係者を招集して、その意見を聴取することができる。

（装備施設課長の責務）

第5条 警務部装備施設課長（以下「装備施設課長」という。）は、警察車両の管理の責に任ずるとともに、警務部長の命を受け、車両の配分、整備、使用規制その他車両の管理と運用が適正に行われるよう努めなければならない。

（所属長の責務）

第6条 所属長は、所属に配置された警察車両の保管の責に任ずるとともに、車両の適正かつ効率的運用を図るほか、所属職員の交通事故防止その他安全運転の確保について、適切な教養訓練と効果的な対策を樹立し、その推進に努めなければならない。

（次席等の責務）

第7条 次席等（各所属の次席、副隊長、副校長及び副署長をいう。以下同じ。）は、所属長の命を受け、警察車両の保管、運用及び所属職員の安全運転の確保に関する対策の徹底を図らなければならない。

2 次席等は、前項の対策を推進するため、次に掲げる職務を行うものとする。

（1）運転担当者の指名及び配置の適正化

- (2) 警察車両を運転する職員の勤務条件の合理化
- (3) 警察車両を運転する職員に対する教養訓練及び各種対策の徹底
(安全運転管理者の選任)

第8条 装備施設課長は、道交法第74条の3第1項の適用を受ける所属等について、安全運転管理者を選任しなければならない。

2 安全運転管理者は、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「総理府令」という。）第9条の13に定める事項を処理するものとする。

(副安全運転管理者の選任)

第9条 装備施設課長は、警察本部（以下「本部」という。）の所属の次席又は課長補佐のうちから、副安全運転管理者を選任しなければならない。

2 総理府令で定める台数以上の自動車を使用する警察署にあつては、署長が幹部職員のうちから、副安全運転管理者を選任しなければならない。

3 副安全運転管理者は、部又は所属の車両の運転に関し、安全運転管理者の業務を補助するものとする。

(整備管理者の指名)

第10条 装備施設課長は、職員のうちから車両法第50条に規定する整備管理者を指名しなければならない。

2 整備管理者は、車両法その他関係法令及びこの訓令に定めるところにより、警察車両の点検及び整備並びに自動車車庫の管理に関することについて処理するものとする。

(運転担当者の指名)

第11条 所属長は、第18条の警察自動車運転適任者検定の合格者のうちから、その者の性格・体力等を検討した上、警察自動車ごとに運転担当者を必要数指名しておかなければならない。

2 運転担当者は、所属長の命を受け、担当車両等の運転を行うほか、車両法及びこの訓令に定めるところにより、車両の点検整備を行うものとする。

3 所属長は、運転担当者を指名し、又は指名解除を行つたときは、警察自動車運転担当者名簿（別記様式第1号）に登載してその内容を明らかにしておかなければならない。

第2章 警察車両の管理

第1節 点検及び整備

(車両の点検)

第12条 警察車両の点検は、次の各号に定めるところにより実施するものとする。

(1) 日常点検整備 運転担当者は、車両法第47条の2の規定に基づく自動車点検基準（平成7年運輸省令第8号）により、担当する自動車について、1日1回使用前に運行前点検を実施するものとし、その結果を日常点検実施結果記録表（別記様式第2号。日常点検簿（別記様式第3号）につづる。）に記録しておくこと。ただし、運転担当者において運行前点検を実施できない事情のあるときは、その日に最初に当該車両を使用する職員が実施すること。

(2) 隨時点検 会計統括官及び装備施設課長は、必要がある場合は、自ら又は所属職員を各所属に派遣して、車両の整備状況について随時点検を実施すること。

(車両整備)

第13条 警察車両の整備は、次の各号に掲げるところにより実施するものとする。

(1) 通常整備 車両を使用した職員は、使用後、当該車両の主要機能の再点検を実施するとともに、清掃及び給油等の通常整備を行い、いつでも使用できる状態にしておくこと。

(2) 定期点検整備 運転担当者は、車両法第48条の規定に基づく自動車点検基準により、所属の自動車について3箇月、6箇月及び1年の定期点検整備を実施するものとし、その結果を定期点検整備記録簿に記録しておくこと。ただし、この定期点検整備のうち、車両法第62条に規定する継続検査を受ける場合の点検整備及びその他分解を要する点検整備については、群馬県警察自動車整備工場（以下「整備工場」という。）又は民間自動車整備工場において実施するものとする。

(3) 臨時整備 所属長は、所属に配置された車両が故障した場合又は車両法の保安基準に適合しない状態になった場合において、所属の運転担当者において整備できないときは、車両修理申請書（別記様式第4号）を装備施設課長を経て会計統括官に提出し、その承認を受け、整備工場又は民間自動車整備工場において臨時整備を行うこと。ただし、緊急やむを得ない場合にあっては、

臨時整備を行った後、速やかに承認を受けること。

(整備計画)

第14条 装備施設課長は、整備工場又は民間自動車整備工場において行う定期点検整備について、四半期ごとに整備計画をたて、本部長の決裁を受けなければならない。

第2節 保管

(保管場所)

第15条 車両を使用した職員は、使用後、これを車庫又は所属長が指定した場所に格納する等、車両の保管について細心の注意を払わなければならない。ただし、やむを得ない事情がある場合は、盜難防止等についての措置を講じ、その他の安全な場所に格納することができる。

2 車庫には、不用な物品又は危険物を置いてはならない。

(車両の鍵の保管)

第16条 次席等（不在の場合は、所属長があらかじめ指名した幹部職員又は当直責任者）は、次の各号に掲げる場合を除き、常に車両の使用状況が把握できるよう、車両の鍵を保管しておかなければならない。

(1) 警務部装備施設課に配置した車両で、主として本部の各所属の業務を遂行するために総合的に運用するもの（以下「集中管理車両」という。）の鍵の保管については、別に定めるところによる。

(2) 交番又は駐在所に配置された車両の鍵の保管については、所属長の定めるところによる。

(車庫の管理)

第17条 整備管理者及び運転担当者は、互いに協力して車庫の整理に努めるとともに、車両の整備に必要な器具及び工具の管理に当たらなければならない。

第3章 警察自動車運転適任者検定及び教養訓練

第1節 警察自動車運転適任者検定

(検定の趣旨)

第18条 職員の運転技能の向上及び警察自動車の運転による交通事故の防止その他安全運転の確保を図る目的をもって、職員の中から警察自動車の運転に従事する適任者を認定するため、警察自動車運転適任者検定（以下「検定」という。）を行う。

2 検定の実施に関し必要な事項については、別に定める。

第19条から第27条まで 削除

第2節 教養訓練

(教養訓練の重点)

第28条 警察車両を運転する職員に対する教養訓練は、職員としての自覚を高め、責任観念の徹底を図るとともに、安全運転技術、車両の整備技術の向上を図ることを重点に実施しなければならない。

(教養の実施)

第29条 警務部教養課長は、職員の車両運転技能の向上を図るために、警務部長の命を受け、関係のある本部各所属長の協力を得て交通関係法令等の徹底、安全運転技術及び車両整備技術等について必要な教養訓練を隨時実施するものとする。

2 装備施設課長は、各所属の整備管理者を対象として、運行前点検整備等の技術について、隨時、教養訓練を実施しなければならない。

3 所属長は、所属職員の安全運転を確保するため、安全運転管理者、整備管理者等を指揮して、必要な都度、所属における車両運転者に対し、次に掲げる事項について教養訓練を実施しなければならない。

(1) 運転者の責務

(2) 交通関係法令及び運転者の遵守事項

(3) 安全運転要領

(4) 高速運転及び悪路悪天候における運転要領

(5) 緊急自動車の運転要領及び違反車両の追尾及び停車要領

(6) 交通事故発生時の措置要領

(7) 運行前点検及び簡単な故障発見要領

(8) 健康管理その他安全運転確保上必要な事項

(検定を受けさせようとする者に対する教養訓練)

第30条 所属長は、警察自動車の運転に従事する職員を計画的に確保することに配意し、所属職員の運転免許取得者のうちから適格者を選考し、これらの者については、前条の教養訓練に積極的に参加させるなど、運転技能の向上を図り、検定を受検させるようにしなければならない。

第4章 車両の使用及び運転

第1節 車両の使用

(使用承認)

第31条 所属に配置されている車両を使用しようとするときは、安全運転管理者（次席等）又は交番所長に、使用目的、行き先、所要時間及び運転資格等を申し出て、その承認を受けなければならない。ただし、安全運転管理者が不在のときは、所属長があらかじめ指名した幹部又は当直責任者の承認を受けるものとする。

2 集中管理車両の使用承認の手続については、別に定めるところによる。

(自動車使用簿の記載)

第32条 自動車を使用した職員は、当該自動車の使用後、自動車使用簿（別記様式第9号）に所定事項を記載しておかなければならない。

2 運転担当者は、1か月ごとに自動車使用簿を次席（副隊長及び副校長を含む。）又は警察署警務課長に提出しなければならない。

(使用統制)

第33条 装備施設課長は、緊急事態等に対処するため必要があるときは、全車両又は一部車両の使用について、本章の規定にかかわらず、特別に統制することができる。

(燃料の配分等)

第34条 装備施設課長は、各車両の運行実績及び燃料消費状況等の諸事情を総合的に判断して、毎四半期末に翌四半期分燃料配分計画を立てた上、所属長に割当てを通知するものとする。

2 所属長は、常に燃料の節約に留意し、燃料消費の適正を期さなければならない。

3 所属長は、毎月の燃料消費状況等について、翌月10日までに装備施設課長に報告するものとする。

(私用車両の公務使用)

第35条 私用車両は、次の場合を除き、警察車両として公務に使用してはならない。

(1) 事件発生による応招等緊急の場合において、警察車両を使用するいとまがないとき。

(2) その他職務執行上必要と認められる場合において、別に定めるところにより、特に所属長が承認したとき。

第2節 車両の運転

(運転資格)

第36条 警察自動車は、運転担当者又は警察自動車運転適任者検定合格者でなければこれを運転してはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 交通取締用自動二輪車以外の自動二輪車を運転するとき。

(2) 教養訓練のため、警察車両を運転させるとき。

(3) 所属長が職務遂行上特に必要と認める場合において、日時、区間、車両等を指定するなどの条件を付した上で警察車両を運転させるとき。

2 警察自動車の運転には、原則として運転担当者を充てなければならない。

3 所属長は、当直勤務員の割当てに当たっては、車両運転業務に支障を生じないよう運転資格者の確保に配意しなければならない。

(運転者の一般的遵守事項)

第37条 職員は、警察車両を運転するに当たつては、道路交通関係法令及び別に定めのあるものほか、特に次の事項を守らなければならない。

(1) 職責を自覚し、常に模範となる運転を行うこと。

(2) 警察車両を運転する場合といえども、優先意識を持たないこと。

(3) 自己の運転技能を過信することなく、常に慎重な運転に徹すること。

(4) 降雨雪や悪路などの交通環境の変化に応じた運転ができるよう、運転技能の向上に努めること。

(5) 点検整備技術の向上に努めること。

(同乗者の一般的遵守事項)

第38条 警察自動車に同乗する職員は、自ら運転する気持で、警察自動車を運転する者に協力し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 周囲の道路交通の状況に注意すること。
- (2) 走行中みだりに運転者に話しかけないこと。
- (3) 運転者に対し、目的地到着時間を指定する等、無理な運転を行わせるおそれのある要求をしないこと。

第5章 補則

第1節 警察車両運転中の交通事故に対する措置

(当事者の措置)

第39条 職員は、警察車両運転中における交通事故（以下この節において「警察車両事故」という。）の当事者となつたときは、同乗者の協力を得て、道交法の規定に基づく措置のほか、次に掲げる措置を確実に行わなければならない。

- (1) 事故発生地を管轄する警察署長（以下「管轄署長」という。）及び所属長に対し、警察車両事故の内容及び講じた措置の概要を報告すること。
- (2) 現場保存をすること。
- (3) 目撃者及び参考人を確保すること。この場合、行過ぎのないよう配意すること。
- (4) 事故当事者であることを認識し、誤解を招くような言動をしないよう特に注意すること。

(管轄署長及び所属長の警察車両事故発生時の措置)

第40条 管轄署長及び所属長は、前条の警察車両事故が発生したときは、次に掲げる事項を適正かつ迅速に行わなければならない。

(1) 発生報告

管轄署長は、警察車両事故発生の報告を受けたときは、事故当事者となつた職員の所属長に事故の概要を連絡するとともに、次に掲げる事項を警務部監察課長又は交通部交通指導課長を経て本部長に報告すること。

ア 事故発生の日時・場所

イ 事故当事者

（ア） 職員の所属・階級（職）・氏名・年齢

（イ） 相手方の住所・職業・氏名・年齢

ウ 事故の概要

エ 被害（損害）の程度

オ 講じた措置

カ その他参考事項

(2) 被害者の救護・医療措置の配慮

ア 管轄署長は、被害者の救護及び医療措置について十分配意すること。

イ 管轄署長又は所属長は、被害者が入院した場合には、看護の適正を期するため、被害者の家族等に連絡を取ること。

(事故原因の総合的調査と公正な処理)

第41条 管轄署長及び所属長は、警察車両事故の処理に当たっては、事後の交通事故防止対策の樹立と公正を期するため、次に掲げる事項に留意し、適正に措置しなければならない。

(1) 総合的な原因調査

管轄署長及び所属長は、警察車両事故の調査に当たっては、過失の有無のみでなく、総合的な原因調査を行うこと。

(2) 公正な処理

管轄署長は、所属の幹部警察官を事故処理主任官に指名すること。

(事故当事者に対する指導監督)

第42条 所属長は、所属の安全運転管理者又はその他の幹部のうちから適任者を指名し、その者に所属の事故当事者に対する指導監督を担当させ、交通事故の再発防止を期さなければならない。

2 前項の指導監督に当たつては、前条第1号の規定に基づく当該警察車両事故の総合的な原因調査の結果を活用しなければならない。

(警務部首席監察官の措置)

第43条 警務部首席監察官は、管轄署長から警察車両事故の発生報告を受けたときは、状況により、必要な職員を派遣して事故の実態を調査させ、この結果に基づき、管轄署長及び所属長に対して必要な事項を指示するものとする。

(損害賠償事案の取扱い)

第44条 警察車両事故に係る損害賠償事案の取扱いについては、別に定める。

(車両の損傷報告)

第45条 所属長は、所属に配置された車両が損傷した場合は、次の各号に掲げるところにより、本部長に報告しなければならない。

- (1) 国有の車両については、群馬県警察国有物品管理規則（昭和39年群馬県公安委員会規則第11号）の規定に基づき、供用物品亡失（損傷）報告書により、装備施設課長を経て報告すること。
- (2) 県有の車両については、群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号）の規定により、現金・物品等亡失・損傷報告書により、装備施設課長を経て報告すること。ただし、本部の各所属の車両については、装備施設課長が当該損傷車両の配置先の所属長と協議し、この報告書を作成して報告すること。

第2節 私用車両の運転に関する措置

(私用車両を運転する場合の遵守事項)

第46条 職員は、私用車両を運転する場合は、第37条（第2号を除く。）の規定の趣旨を遵守しなければならない。

(私用車両運転者に対する教養)

第47条 所属長は、私用車両の運転による交通事故を防止し、その他安全運転を確保するため、自ら又は安全運転管理者に命じ、私用車両を運転する職員に対し、第29条第3項（第5号を除く。）の規定の趣旨に準じ、教養に努めなければならない。

(私用車両運転中の交通事故に対する措置)

第48条 職員は、私用車両の運転に際し、交通事故の当事者となったときは、第39条の規定の趣旨に従い、確実な措置を講じなければならない。

2 管轄署長及び所属長は、前項の交通事故に対しては、第40条、第41条、第42条及び第44条の規定の趣旨に従い、適正な処理をしなければならない。

(私用車両所有状況及び運転免許取得者の把握)

第49条 所属長は、所属職員の私用車両所有状況及び運転免許取得者の実態を把握し、職員の私用車両運転に関する交通事故の防止その他安全運転の確保に努めなければならない。

附 則

1 この訓令は、昭和52年4月1日から施行する。

2 次に掲げる訓令・例規通達等は、廃止する。

- (1) 群馬県警察職員の車両の安全運転の確保に関する訓令（昭和42年群馬県警察本部訓令甲第12号）
- (2) 群馬県警察の車両管理に関する訓令（昭和42年群馬県警察本部訓令甲第24号）
- (3) 群馬県警察職員の車両の安全運転の確保に関する訓令の運用細目について（昭和45年群本例規第40号）
- (4) 群馬県警察職員交通事故防止対策委員会設置運営要綱の制定について（昭和51年群本例規第6号）
- (5) 緊急自動車等の安全運転実施要領の制定について（昭和51年4月30日群務第237号）

3 この訓令施行の際、旧訓令に基づき交付されている警察自動車運転適任者検定合格証は、この訓令に基づき交付されたものとみなす。

4 この訓令施行の際、現に警察自動車運転適任者検定（普通自動車）A級の級位を受けている者で、所属長から大型自動車の運転を命ぜられている者は、当該検定を実施するまでの間、運転を継続できるものとする。

附 則（昭和53年12月26日本部訓令甲第10号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（昭和57年5月6日本部訓令甲第9号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（昭和59年3月8日本部訓令甲第3号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（昭和60年3月22日本部訓令甲第2号）

この訓令は、制定の日から施行する。〔以下略〕

附 則（昭和60年8月1日本部訓令甲第6号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（昭和62年3月31日本部訓令甲第4号抄）

1 この訓令は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（昭和63年3月31日本部訓令甲第4号）

この訓令は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（平成元年3月16日本部訓令甲第2号）

この訓令は、制定の日から施行する。〔以下略〕

附 則（平成4年6月24日本部訓令甲第9号）

この訓令は、平成4年7月1日から施行する。

附 則（平成4年7月31日本部訓令甲第13号）

この訓令は、平成4年8月1日から施行する。〔以下略〕

附 則（平成6年3月14日本部訓令甲第7号）

この訓令は、平成6年3月18日から施行する。ただし、防犯部自動車警ら隊の廃止に係る改正規定、刑事部暴力団対策課の設置に係る改正規定及び群馬県警察の処務に関する訓令第80条に係る改正規定は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成7年3月3日本部訓令甲第2号）

この訓令は、平成7年3月8日から施行する。ただし、警察官派出所等の改称に係る改正規定は平成7年3月15日から、部、課の規定順に係る改正規定、防犯部、防犯課、同課の係、防犯少年課、刑事防犯課及び同課の係の改称に係る改正規定並びに生活安全官、交通官、技能指導官及び刑事官の設置及び職務に係る改正規定は平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成8年3月15日本部訓令甲第3号）

この訓令は、平成8年3月19日から施行する。〔以下略〕

附 則（平成9年3月14日本部訓令甲第4号）

この訓令は、平成9年3月19日から施行する。〔以下略〕

附 則（平成10年3月24日本部訓令甲第5号）

この訓令は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成13年12月17日本部訓令甲第12号抄）

1 この訓令は、制定の日から施行し、平成13年1月1日から適用する。

附 則（平成14年3月15日本部訓令甲第4号）

この訓令は、平成14年3月20日から施行する。ただし、警務部総務企画課、警務部監察官室、生活安全部生活安全特別捜査隊、刑事部捜査第一課機動捜査隊及び交通部交通指導課暴走族対策室の設置並びに警務部総務課、警務部監察課及び刑事部機動捜査隊の廃止に係る改正規定は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成14年3月29日本部訓令甲第9号抄）

（施行期日）

1 この訓令は制定の日から施行する。ただし、第3条の改正規定は、平成14年4月2日から施行する。

附 則（平成15年3月7日本部訓令甲第3号）

この訓令は、平成15年3月14日から施行する。ただし、警務部留置管理課、刑事部刑事企画課、警務部警務課被害者支援室及び刑事部刑事企画課盗犯対策室の設置並びに刑事部刑事総務課及び刑事部刑事総務課被害者支援室の廃止に係る改正規定は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月9日本部訓令甲第6号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成18年5月10日本部訓令甲第10号）

(施行期日)

この訓令は、平成18年6月1日から施行する。

附 則（平成19年3月7日本部訓令甲第2号抄）

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成19年3月14日から施行する。ただし、警備部外事課、警務部警務課国際対策室、生活安全部生活安全企画課生活安全特別捜査隊、交通部交通企画課交通安全対策室及び交通部運転免許課運転免許試験室の設置に係る改正規定、交通部運転免許試験課及び警備部警備第一課外事特別捜査室の廃止に係る改正規定並びに吏員の廃止に係る改正規定は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年4月11日本部訓令甲第4号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成20年3月6日本部訓令甲第3号）

この訓令は、平成20年3月14日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 総務企画課業務管理指導室、広報広聴課被害者支援室、会計課装備管理室、教養課術科指導室、刑事企画課国際捜査室及び交通指導課交通捜査室の設置に係る改正規定、警務課被害者支援室、捜査第一課国際捜査室及び交通指導課交通捜査指導室の廃止に係る改正規定並びに犯罪抑止対策実施本部の継続に係る改正規定 平成20年4月1日
- (2) 情報公開指導官の設置に係る改正規定、交通捜査官、地域官、交通官及び交通事故捜査指導官の廃止に係る改正規定並びに少年事件捜査指導官を少年事件指導官に改称する改正規定 平成20年3月19日

附 則（平成20年11月27日本部訓令甲第10号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成22年12月21日本部訓令甲第10号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成23年2月28日本部訓令甲第2号）

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成23年3月9日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 群馬県警察の組織及び警察職員の配置定数に関する規則等の一部を改正する規則（平成23年群馬県公安委員会規則第1号）の改正規定に係る改正規定（交通部総合センター長に係る改正規定を除く。）並びに警察署の統合及び管轄変更に係る改正規定 平成23年3月16日

(2) 略

(経過措置)

- 2 この訓令施行の際、現に有効な通達、依命通達、事務連絡等の規定のうち、組織及び職に係る部分については、改正後の群馬県条例、群馬県規則、群馬県公安委員会規則、群馬県公安委員会規程、群馬県警察本部訓令甲又は例規通達の規定によりその分掌とされたものに読み替えるものとする。

附 則（平成23年8月17日本部訓令甲第14号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成25年3月11日本部訓令甲第4号）

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成25年3月18日から施行する。〔以下略〕
(経過措置)

- 2 この訓令施行の際、現に有効な通達、依命通達、事務連絡等の規定のうち、組織及び職に係る部分については、改正後の群馬県条例、群馬県規則、群馬県公安委員会規則、群馬県公安委員会規程、群馬県警察本部訓令甲又は例規通達の規定によりその分掌とされたものに読み替えるものとする。

附 則（平成25年3月15日本部訓令甲第6号）

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月25日本部訓令甲第10号）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月3日本部訓令甲第5号）

（施行期日）

1 この訓令は、平成27年3月9日から施行する。〔以下略〕

（経過措置）

2 この訓令施行の際、現に有効な通達、依命通達、事務連絡等の規定のうち、組織及び職に係る部分については、改正後の群馬県条例、群馬県規則、群馬県公安委員会規則、群馬県公安委員会規程、群馬県警察本部訓令甲又は例規通達の規定によりその分掌とされたものに読み替えるものとする。

附 則（平成29年3月8日本部訓令甲第3号）

（施行期日）

1 この訓令は、平成29年3月17日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令施行の際、現に有効な通達、依命通達、事務連絡等の規定のうち、組織及び職に係る部分については、改正後の群馬県条例、群馬県規則、群馬県公安委員会規則、群馬県公安委員会規程、群馬県警察本部訓令甲又は例規通達の規定によりその分掌とされたものに読み替えるものとする。

附 則（平成29年7月5日本部訓令甲第7号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成29年8月1日本部訓令甲第9号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成30年3月7日本部訓令甲第3号）

（施行期日）

1 この訓令は、平成30年3月16日から施行する。（後略）

（経過措置）

2 この訓令施行の際、現に有効な通達、依命通達、事務連絡等の規定のうち、組織及び職に係る部分については、改正後の群馬県条例、群馬県規則、群馬県公安委員会規則、群馬県公安委員会規程、群馬県警察本部訓令甲又は例規通達の規定によりその分掌とされたものに読み替えるものとする。

附 則（平成30年4月1日本部訓令甲第4号）

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年2月26日本部訓令甲第1号）

（施行期日）

1 この訓令は、平成31年3月8日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令施行の際、現に有効な通達、依命通達、事務連絡等の規定のうち、組織及び職に係る部分については、改正後の群馬県条例、群馬県規則、群馬県公安委員会規則、群馬県公安委員会規程、群馬県警察本部訓令甲又は例規通達の規定によりその分掌とされたものに読み替えるものとする。

附 則（令和2年8月18日本部訓令甲第8号）

この訓令は、制定の日から施行する。